

JW 平成30年度事業報告

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際協力事業、出版事業、広報事業など社会的ニーズに即応した事業を積極的に実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

平成30年度末現在の電子マニフェスト加入者数は220,010者、年間の登録件数は前年度比14%増の約2,896万件（電子化率58%）となった。

年度	区分	加入者数						電子マニフェスト 年間登録件数	
		排出事業者				収集運搬 業者	処分業者		合計
		A料金	B料金	C料金	計				
平成29年度 実績		3,443	21,499	140,457	165,399	18,309	8,546	192,254	26,646,875 (53%)
平成 30年度	計画	3,600	24,400	164,500	192,500	20,000	8,900	221,400	28,900,000 (58%)
	実績	3,530	24,315	163,738	191,583	19,581	8,846	220,010	28,964,671 (58%)

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、多量排出事業者への普及促進に取り組むとともに、関係業界団体等と連携して少量排出事業者等の重点普及対象への普及活動のほか、以下の事業を実施した。

(1) 電子マニフェスト導入説明会の開催

地方公共団体、(公社)全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会、関係団体等と連携して、電子マニフェスト導入説明会を積極的に実施した。

1) 導入実務研修会	47回	2,430名
2) 操作体験セミナー	156回	2,446名
3) 地方公共団体等と連携した説明会（講師派遣）	126回	

(2) 広報活動

リーフレットの配付、新聞等出版物、展示会出展等による広報活動を実施した。

(3) 利便性向上のための電子マニフェストシステムの機能強化

- 平成29年度に開発した電子マニフェストシステムの複数ブラウザ対応機能の運用を開始した（平成30年6月）。
- 元号の変更及び複数ブラウザ画面対応に伴う機能改善、加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行った。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新の検討

電子マニフェストシステムの安定的稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。

また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新（令和3年1月予定）に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再構築の検討を行った。

4. 環境省受託事業

環境省より「電子マニフェスト普及拡大事業」を受託し、以下の事業を実施した。

(1) 電子マニフェストシステムの機能強化

平成29年度に試行的運用を行った現場登録支援機能について、判明した課題を改善するため、電子マニフェストシステムを改修した。また、排出事業者・処理業者の登録・報告期限に関する省令改正に対応したシステム改修を行った。

(2) 電子マニフェスト普及啓発事業

- 電子マニフェスト導入説明会

電子マニフェスト使用義務化の対象となる特別管理産業廃棄物多量排出事業者を中心とした電子マニフェスト制度等に関する説明会を20回(20府県各1回開催、参加者数:897名)、操作に関する説明会を10回開催した(5都県各2回開催、参加者数:118名)。

2) 広報啓発用パンフレットの作成等

電子マニフェスト一部義務化等に関する法令改正について解説したパンフレットを作成し、都道府県・政令市、業界団体等に配布した。

3) 業種別事例集の策定

電子マニフェストの活用を含め、産業廃棄物の適正処理に関する優良な取組を行っている排出事業者の業種別事例集をとりまとめるため、有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の協力を得て、業種別事例集策定委員会を3回開催し、事例集の構成や活用方法等を検討し、策定作業を行った。平成30年度は、食品関連産業(食品製造業、食品小売業、外食産業等)について取りまとめた。

5. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、産業廃棄物処理状況、資源循環の「見える化」など幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト関係者による座談会の開催や既にマニフェスト情報の活用を行っている韓国、台湾の状況等について調査・情報収集を行うなど、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組んだ。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を(公社)全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに(公社)日本医師会との連携のもとに実施した。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規、更新)
(以下「新規講習会」、「更新講習会」という。) 6課程
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者講習会(以下「特管責任者講習会」という。) 2課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会(以下「PCB講習会」という。) 1課程

(2) 講習会の開催実績

1) 新規講習会	132回	13,678名
2) 更新講習会	176回	21,442名
3) 特管責任者講習会	124回	16,719名
4) PCB講習会	7回	625名
計	439回	52,464名

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各2回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」を1回、「PCB講習会テキスト作成・試験委員会」を1回開催した。

(4) Webによる受講申込みの普及拡大

各都道府県協会の協力、平成28年度に導入したインターネット申込者に対する受講料の値引きなどにより、平成30年度のWeb申込みの割合は全体の約57%となった。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」を12回実施した。なお、うち2回は関係団体等の協力を得て、建設業に特化した研修会として実施した。

また、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を2回実施した。

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：更新 4社 7製品（累計：11社 42製品）

IV 調査事業

1. 受託調査等事業

- (1) 昨年度に引き続き、三重県より「電子マニフェストデータ活用方策検討業務委託」を受託し、実施した。
- (2) 環境省より、「業種別事例集策定業務」を受託し、産業廃棄物の適正処理に関する食品産業向けの事例集を策定した。
- (3) (公財) 在宅医療助成勇美記念財団からの助成研究「在宅医療廃棄物の処理に関する調査」（代表研究機関：近畿大学医学部）に、共同研究者として参画した。

2. 自主調査事業

電子マニフェスト情報の活用のための調査など国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行った。また、調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

V 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物管理や電子マニフェストシステムに関する情報の収集・提供、3Rの国際推進に協力する活動を行った。

(1) 日本・韓国・台湾ネットワーク会議

平成30年5月に韓国（済州島）において第6回日韓台ネットワーク会議を開催し、韓国、台湾の電子マニフェスト実施機関等との交流を図り、有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関する情報交換等を行った。

(2) 政府の関係事業への協力等

関係団体等との連携を図りつつ、環境インフラの海外展開事業等に協力した。

また、環境省より「タイ王国における産業廃棄物リサイクルガイドラインに関する方向性検討調査業務」を受託し、実施した。

VI 広報事業

1. JW懇話会

JWセンターの関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を2回実施した。

(1) 「循環型社会形成に向けた資源循環と廃棄物管理の課題と展望」（平成30年6月8日）

京都大学環境安全保健機構環境科学センター長・教授 酒井 伸一氏

(2) 「環境・廃棄物をめぐる現状と課題—ジャーナリストの視点から—」（平成30年10月26日）

ジャーナリスト 河野 博子氏

2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 各号 2,300部（秋号 4,500部）
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

- (1) 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（平成30年版）（平成30年5月発行）
- (2) 建設廃棄物適正処理マニュアル（平成23年7月発行）

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（月2回）を行った。

また、「2018NEW 環境展」（平成 30 年5月東京ビッグサイト）、「2019NEW 環境展」（平成 31 年3月東京ビッグサイト）に出展し、JWセンターの各事業について広報活動を行った。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催した。

- (1) 名 称 「第 17 回 産業廃棄物と環境を考える全国大会」
- (2) 開 催 日 平成 30 年 11 月 16 日（金）
- (3) 場 所 ホテル日航金沢（石川県金沢市）
- (4) 主 催 （公社）全国産業資源循環連合会
（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
JWセンター
- (5) 参加者数 673 名

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出せん

廃棄物処理法第 13 条の 15 第 1 項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成 30 年度出せん要請に基づき、出せんを行った。

3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

講習会の管理システムをはじめとするJWセンターの業務・情報システムの再構築の検討を行った。また、新しいウェブコンテンツ技術を使用して、使いやすく分かりやすいホームページを提供することを目的にホームページの再構築（リニューアル）を行った（令和元年 5 月公開）。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO 27001の認証を取得した（平成 31 年 3 月 29 日）。

VIII その他

1. 組織の改編

(1) 組織改編

電子マニフェスト電子化率 50%到達、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者への電子マニフェストの使用の義務化の導入等、現下の状況を踏まえ、電子マニフェストの更なる普及、安定性・信頼性の向上や利用者サービスの充実を図るとともに、循環型社会や低炭素社会の実現に有効なビッグデータとしてのマニフェスト情報の利活用の推進を図るため、JWセンターの組織の改編を行った。

情報処理センター	→	電子マニフェストセンター
業務推進部	→	情報サービス部
システム開発運用部	→	情報システム部

(2) 改編時期

平成 30 年4月1日

2. 略称「JWセンター」について

事務連絡等の公文書以外の文書、業務用資料や電話の受発信時等において略称を用いるときは、「JWセンター」を使用することとし、広く周知を図った。

JW

PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会のご案内

「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を開催しています。

○目的

PCB 廃棄物の収集運搬業の許可については、廃棄物処理法施行規則第 10 条の 13 第二号口の規定により、「当該業務に直接従事する者は、当該廃 PCB 等の性状に関し特に注意すべき事項などの十分な知識及び技能を有すること」が定められています。この講習会は、これらに関する知識及び技能を習得していただくことを目的としております。

○対象

PCB 廃棄物の収集運搬に直接従事する方

※ PCB 入り廃感圧複写紙等を選別し容器に収納、運搬する作業等に従事する方、試料の採取、分析業務に従事する分析機関の方、無害化処理等の業務に従事する方の受講を推奨いたします。

○開催期間 1日

○受講料 12,000 円(税込)

○開催日、会場及び定員

事業所	開催地	開催日	定員	会場名
大阪	大阪	令和元年9月13日(金)	150	大阪私学会館
北海道	北海道	令和元年10月3日(木)	150	北海道経済センター
北九州	福岡	令和2年1月17日(金)	150	福岡県中小企業振興センター
豊田	愛知	令和2年1月30日(木)	150	名古屋国際会議場
東京	東京	令和2年2月18日(火)	150	ベルサール西新宿

JW

排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会のご案内

「排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会」を開催しております。全業種の方を対象とする研修会のほか、建設業に特化した研修会及び食品関連産業に特化した研修会を開催しています。

○目的

産業廃棄物を排出される企業の実務担当者等の方を対象にした、基礎講座です。廃棄物処理法をはじめ、委託契約やマニフェスト運用等の産業廃棄物の適正管理についての基礎知識と実務のポイントを学び、企業の皆様の廃棄物管理に役立ててもらうことを目的としています。

○対象

産業廃棄物管理実務担当者、新任担当者等

○開催期間 半日

○受講料 6,000 円(税込)

○開催日、会場及び定員

【排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会】

開催地	開催日	定員	開催会場名
大阪	令和元年7月26日(金)	50	大阪私学会館
東京	令和元年9月3日(火)	50	主婦会館プラザエフ
福岡	令和元年9月27日(金)	50	福岡県中小企業振興センター
東京	令和元年10月24日(木)	50	主婦会館プラザエフ
東京	令和元年12月4日(水)	50	主婦会館プラザエフ
宮城	令和元年12月12日(木)	50	宮城県建設産業会館
東京	令和2年1月17日(金)	50	主婦会館プラザエフ
東京	令和2年3月17日(火)	50	主婦会館プラザエフ

【建設業に特化したマネジメント研修会】

開催地	開催日	定員	開催会場名
東京	令和元年7月30日(火)	50	主婦会館プラザエフ
愛知	令和元年8月9日(金)	50	名古屋国際会議場
大阪	令和元年11月28日(木)	50	大阪私学会館
東京	令和2年2月5日(水)	50	主婦会館プラザエフ

【食品関連産業に特化したマネジメント研修会】

開催地	開催日	定員	開催会場名
東京	令和元年11月12日(火)	50	主婦会館プラザエフ
愛知	令和2年1月29日(水)	50	名古屋国際会議場
大阪	令和2年3月6日(金)	50	大阪私学会館

講習会・研修会の詳細につきましては、

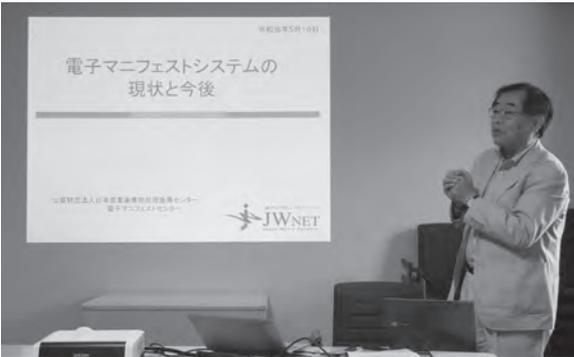
JW センターホームページ <https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html> をご参照ください。

JW

勉強会「産廃マテリアルフローとマニフェスト活用」

JWセンターは5月10日(金)に国立環境研究所資源循環・廃棄物センターの会議室においてマニフェスト活用に関する勉強会を行いました。

まず、当センターの電子マニフェストセンター長の葛西(写真①)より電子マニフェストシステムの概況を共有させていただきました。その後、国立環境研究所の山田室長からは行政報告を活用した産廃フローの解析や要因分析について(写真②)、谷川客員研究員からはマニフェスト情報の信頼性向上策と移動状況の見える化の状況を(写真③)、小口主任研究員から有害廃棄物・化学物質管理の視点からマニフェスト情報との連携についての(写真④)ご講演をいただきました。



写真① 葛西センター長



写真② 山田室長



写真③ 谷川客員研究員



写真④ 小口主任研究員

勉強会終了後には、JWセンター関理事長ほかで、国立環境研究所 渡辺理事長、森口理事、立川理事へ表敬訪問(写真⑤)をさせていただき、両機関が共同ビッグデータとしてのマニフェスト情報を活用していくことなど意見交換させていただきました。

最後になりましたが、勉強会開催にあたり、多大なるご尽力を賜りました資源循環・廃棄物センターの大迫センター長(写真⑥)には厚く御礼申し上げますとともに、今後、マニフェスト情報の高度利用が図られるように当センターとしても微力ながらご支援させていただきたいと考えています。



写真⑤ 国環研役員への表敬訪問



写真⑥ 大迫センター長

JW 新刊図書のご案内

「令和元年版 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」の出版

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を収載した、「令和元年版廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」を刊行いたしました。

ご購入は、JW センターホームページ (<https://www.jwnet.or.jp/info/publish/index.html>) または書店よりお申込みください。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則(三段対照)

※法律、施行令、施行規則の相互の委任関係を三段対照で分かりやすく表示

※法律や政省令の改正の際の条文の準用や読替えについて、改正後の条文に整理して収載

●主要通知集

※産業廃棄物に係る最新の通知、過去の通知を厳選して収載

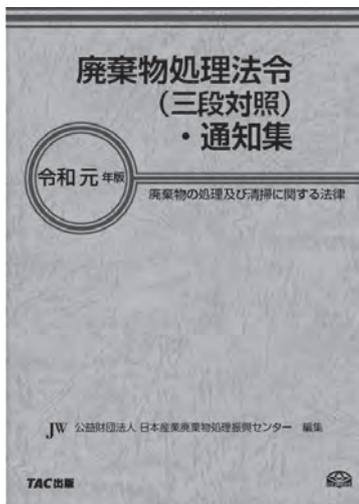
※放射性物質汚染廃棄物関係の環境省通知のほか、労働安全衛生対策

及び電離放射線障害防止規則等に関する厚生労働省通知を収載

●資料編 ○廃棄物処理法における罰則一覧

○廃棄物関連ホームページ一覧 等

定価：4,664円(4,300円+税)
送料：実費



法律	施行令	施行規則
<p>5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして「関係する法令」をいう。</p> <p>6 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして「関係する法令」をいう。</p> <p>7 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして「関係する法令」をいう。</p>	<p>第一條の三 本法第四條第二号の政令で定める本邦に輸入する者が搬送する産業廃棄物は、輸入する者の外国における日常生活に伴って生じたその他の廃棄物(産業廃棄物に該当するものを除く)であつて、当該輸入する者が搬送するもの(第八條第三項)をいう。</p> <p>第二條の四 本法第五條第五項「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む」の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃油(燃焼しにくいものとして「関係する法令」で定めるものを除く)</p> <p>二 廃酸(強い腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものを除く)</p> <p>三 定められた基準に適合するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。</p> <p>四 感染性産業廃棄物(別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物(「法第二十一条第四項第一号に掲げる廃棄物であるものに限る。及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物であるものに限る。))及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物(「国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。」をいう。以下同じ。))</p> <p>五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。))</p> <p>イ 廃生リサイクル化エネルギー等(廃生リサイクルエネルギー及びリサイクル化エネルギーを含む)廃油をいう。以下同じ。</p>	<p>第一條の三 本法第四條第二号の政令で定める本邦に輸入する者が搬送する産業廃棄物は、輸入する者の外国における日常生活に伴って生じたその他の廃棄物(産業廃棄物に該当するものを除く)であつて、当該輸入する者が搬送するもの(第八條第三項)をいう。</p> <p>第二條の四 本法第五條第五項「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む」の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃油(燃焼しにくいものとして「関係する法令」で定めるものを除く)</p> <p>二 廃酸(強い腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものを除く)</p> <p>三 定められた基準に適合するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。</p> <p>四 感染性産業廃棄物(別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物(「法第二十一条第四項第一号に掲げる廃棄物であるものに限る。及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物であるものに限る。))及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物(「国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。」をいう。以下同じ。))</p> <p>五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。))</p> <p>イ 廃生リサイクル化エネルギー等(廃生リサイクルエネルギー及びリサイクル化エネルギーを含む)廃油をいう。以下同じ。</p>
<p>第一條の三 本法第四條第二号の政令で定める本邦に輸入する者が搬送する産業廃棄物は、輸入する者の外国における日常生活に伴って生じたその他の廃棄物(産業廃棄物に該当するものを除く)であつて、当該輸入する者が搬送するもの(第八條第三項)をいう。</p> <p>第二條の四 本法第五條第五項「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む」の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃油(燃焼しにくいものとして「関係する法令」で定めるものを除く)</p> <p>二 廃酸(強い腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものを除く)</p> <p>三 定められた基準に適合するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。</p> <p>四 感染性産業廃棄物(別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物(「法第二十一条第四項第一号に掲げる廃棄物であるものに限る。及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物であるものに限る。))及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物(「国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。」をいう。以下同じ。))</p> <p>五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。))</p> <p>イ 廃生リサイクル化エネルギー等(廃生リサイクルエネルギー及びリサイクル化エネルギーを含む)廃油をいう。以下同じ。</p>	<p>第一條の三 本法第四條第二号の政令で定める本邦に輸入する者が搬送する産業廃棄物は、輸入する者の外国における日常生活に伴って生じたその他の廃棄物(産業廃棄物に該当するものを除く)であつて、当該輸入する者が搬送するもの(第八條第三項)をいう。</p> <p>第二條の四 本法第五條第五項「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む」の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃油(燃焼しにくいものとして「関係する法令」で定めるものを除く)</p> <p>二 廃酸(強い腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものを除く)</p> <p>三 定められた基準に適合するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。</p> <p>四 感染性産業廃棄物(別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物(「法第二十一条第四項第一号に掲げる廃棄物であるものに限る。及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物であるものに限る。))及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物(「国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。」をいう。以下同じ。))</p> <p>五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。))</p> <p>イ 廃生リサイクル化エネルギー等(廃生リサイクルエネルギー及びリサイクル化エネルギーを含む)廃油をいう。以下同じ。</p>	<p>第一條の三 本法第四條第二号の政令で定める本邦に輸入する者が搬送する産業廃棄物は、輸入する者の外国における日常生活に伴って生じたその他の廃棄物(産業廃棄物に該当するものを除く)であつて、当該輸入する者が搬送するもの(第八條第三項)をいう。</p> <p>第二條の四 本法第五條第五項「ダイオキシン類対策特別措置法第二十四條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む」の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃油(燃焼しにくいものとして「関係する法令」で定めるものを除く)</p> <p>二 廃酸(強い腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものを除く)</p> <p>三 定められた基準に適合するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。</p> <p>四 感染性産業廃棄物(別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物(「法第二十一条第四項第一号に掲げる廃棄物であるものに限る。及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物であるものに限る。))及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物(「国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。」をいう。以下同じ。))</p> <p>五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。))</p> <p>イ 廃生リサイクル化エネルギー等(廃生リサイクルエネルギー及びリサイクル化エネルギーを含む)廃油をいう。以下同じ。</p>

「見出し」を掲載!!
条文を探すのに便利です。

三段対照で分かりやすい!!

JW お知らせ・人事(採用)

日付	氏名	所属
令和元年5月1日	佐藤 浩司	情報技術調整部長